

横浜市西スポーツセンター
第5期指定管理者公募要項

令和8年5月

横浜市西区地域振興課

1 指定管理者制度の趣旨

指定管理者制度は、多様化する市民ニーズにより効果的・効率的に対応するため、民間事業者等が有するノウハウを活用することにより、市民サービスの質の向上を図ることを目的として、平成15年6月の地方自治法改正により導入されました。当該改正により、それまで公共団体等に限られていた「公の施設」の管理運営について、企業及びNPO法人等を含む幅広い団体に委ねることが可能となりました。

このたび、令和9年4月から管理運営を行う指定管理者の選定にあたり、次のとおり事業者を広く公募します。

2 公募の概要

(1) 対象施設

横浜市西スポーツセンター（以下「本施設」という。）

施設の詳細については、別添「業務の基準」を参照してください。

(2) 指定期間

令和9年4月1日から令和14年3月31日まで（5年間）

(3) 指定管理者の公募、選定及び指定（「5 公募及び選定に関する事項」参照）

西区（以下「区」という。）は、「横浜市西スポーツセンターの指定管理者の候補者の選定等に関する要綱」に基づき公募を行い、横浜市スポーツ施設条例（以下「条例」という。）第4条第7項に基づき設置される「横浜市西スポーツセンター指定管理者選定委員会」（以下「選定委員会」という。）の意見を尊重して、指定管理者の候補者（以下「指定候補者」という。）及び指定候補者を指定管理者として指定できない場合に指定候補者に代わって指定候補者となる者（以下「次点候補者」という。）の選定を行います。

その後、市会の議決を経て、指定管理者として指定します。

(4) 施設の休館等

本施設は、施設劣化改修のため、屋内プール及び屋上防水等工事を令和7年度から令和9年度末にかけて実施（以下「改修工事」という。）しています。これに伴い、屋内プール、サブアリーナが令和9年度末まで利用できません。

令和9年度の事業計画の策定にあたっては、屋内プール及びサブアリーナの利用不可を前提に収支等を計画し、提案してください。

また、改修工事の進捗、又はその他の修繕等の実施により、指定期間中に施設を全面休館又は部分休館する必要がある場合があります。工事内容及び工程が決定次第、当該期間中の施設運営の取扱い等については、別途、区と指定管理者で協議することとします。

(5) ESCO 事業について

本施設は令和8年度から令和21年9月30日までESCO事業を実施しており、光熱費の削減を実施しています。ESCO事業の機器は、令和21年9月30日までESCO事業者の財産であることから、ESCO事業の機器の改修等を行うことはできません。また、機器に故障等が生じた場合は専用のコールセンターに連絡を行うこととします。

(6) 問合せ先

〒220-0051 横浜市西区中央1-5-10

西区役所地域振興課区民施設担当

電話：045（320）8393

E-mail：ni-shiteikanri@city.yokohama.lg.jp

3 指定管理者が行う業務

条例第4条第1項に規定する業務の実施に関すること

（詳細は、以下を参照してください。）

4 本施設の概要

(1) 施設の設置目的

本施設は、「スポーツ、レクリエーション等の振興を図り、市民の心身の健全な発達に寄与するため」に設置される施設です。（条例第1条）

(2) 目的達成の手段

上述の目的を達成するために、次のことを実施します。（条例第2条）

ア スポーツ、レクリエーション、文化活動等のための施設の提供に関すること。

イ スポーツ及びレクリエーションの指導及び普及に関すること。

ウ スポーツ及びレクリエーションに関する情報の収集及び提供に関すること。

エ スポーツ及び体力づくりに関する相談に関すること。

オ その他前各号に準ずる事業

具体的な実施事業は「(3) 指定管理者が行う業務」のとおりです。

(3) 指定管理者が行う業務

指定管理者は、条例第4条第1項に規定する業務を実施することとする。これにかかる業務については、次のとおりとします。

なお、基本開館時間とは、横浜市スポーツ施設条例施行規則第2条で定める開館時間をいう。

ア 施設の運営に関して行わなければならない業務

- (ア) 施設等の利用調整、受付、案内業務
- (イ) 利用者支援業務
- (ウ) プール利用者安全監視、プールの水質管理
- (エ) 用具等貸出業務
- (オ) スポーツ教室業務（基本開館時間内）
- (カ) 駐車場運営業務（基本開館時間内）
- (キ) 障害者スポーツの振興に関する業務
- (ク) 広報業務
- (ケ) スポーツ振興事業の推進、支援に関する業務
- (コ) 関係機関及び地域との連携に関する業務
- (サ) 公衆無線 LAN サービスの提供に関する業務
- (シ) 横浜市市民利用施設予約システムに関する業務
- (ス) 熱中症対策や感染症の防止等に関する業務

イ 施設の維持管理に関して行わなければならない業務

- (ア) 建築物保守管理業務
- (イ) 設備機器管理業務
- (ウ) 清掃業務
- (エ) 備品管理業務
- (オ) 保安警備業務
- (カ) 外溝植栽管理業務
- (キ) 環境衛生管理業務
- (ク) 廃棄物処理業務

ウ 自主事業の実施

公募要項等に定めのある事業（指定管理事業）の他に、指定管理業務の実施を妨げない範囲において、施設の魅力向上、利用促進、利用者サービスの向上等を目的に、指定管理者の責任と費用により自主事業を実施することができます。詳細については、別添「指定管理者制度における実務手引き」を参照してください。

<自主事業例>

- ・スポーツ教室事業（基本開館時間外）
- ・飲食事業
- ・物販事業（自動販売機等）
- ・駐車場事業（基本開館時間外）
- ・広告業務

エ その他の業務

- (ア) 事業計画書の作成
- (イ) 事業報告書の作成
- (ウ) 自己評価
- (エ) 第三者評価
- (オ) 区が実施する業務への協力

(4) 職員配置及び経費等（施設運営体制）

ア 職員配置

本施設の開館時間中は、常時3名以上の職員体制（常勤・非常勤の別は問いません。）とし、運営に支障が生じることのないよう、曜日や時間帯に応じた職員の配置を適切に行うものとします。

常勤職員のうち1名を管理運営責任者に定め、1名以上を副管理運営責任者に定めることとし、開館中の責任者には管理運営責任者又は副管理運営責任者をもって充てることとします。そのほか、初級以上のパラスポーツ指導員（公益財団法人日本パラスポーツ協会）の有資格者を1名以上、施設に配置することとします。

イ 指定管理料

本施設の運営に係る人件費、事業費、事務費及び管理費等の経費に充てるため、区は指定管理者に対して指定管理料を支払います。管理費には、施設の維持保全にかかる清掃、点検、運転・監視及び修繕等を含む補修費の経費を含みます。

指定管理料は、応募の際に提出された指定管理料提案書を元に、会計年度（4月1日から翌年3月31日まで）ごとに、横浜市の予算の範囲内で、区と指定管理者が協議して決定します（予算は議決案件であり、各年度予算案の議決が条件となります。）。指定管理料の支払い時期及び方法等は、協定で定めます。

各年度の指定管理料決定のための協議の際に、選定時の提案書で示された指定管理料の金額から減額する場合には、管理運営や事業内容等（開館日数や開館時間の変更等を含む。）に関して、区と指定管理者の間で協議を行うこととします。

なお、指定管理者による管理運営が、本公募要項や協定で定めた水準に満たなかった場合には、指定管理料の減額を行う場合があります。指定管理料減額の基準及び手続き等については、協定で定めます。

○参考1 指定管理料算出の考え方

「維持管理運営費用（一般管理費含む）」から「施設運営収入」を減じた額、として提案いただいた金額を、「指定管理料」として支払います。

$$\boxed{\text{指定管理料} = \text{維持管理運営費用（一般管理費含む）} - \text{施設運営収入}}$$

○参考2 現指定管理者の指定管理料

単位：千円（消費税込み）

令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度※
117,178	98,558	105,110	106,160	105,051

※年度途中のため、変更の可能性あり。

※R4～R7年度は決算額（各年度の賃金スライド、物価高騰支援金等を含む。）、R8年度は

当初予算額。なお、決算額に工事休館補てん額等は含まない。

○参考3 指定管理料の想定額

区が定める本施設の指定管理料（指定期間総額）の想定額は、525,255千円です。

5年間の指定管理料の合計額は想定額の範囲内としてください。

【留意事項：改修工事中の取扱い】

- ・令和9年度の事業計画は、屋内プール及びサブアリーナの利用不可を前提として、収支を計画し、提案してください。

ウ 施設運営収入

(ア) 利用料金収入（基本開館時間内）

(イ) 駐車場利用料金収入（基本開館時間内）

本施設では、貸室及び駐車場に利用料金制を導入しているため、指定管理者は、利用者（指定管理者を含む。）が支払う利用料金を、自らの収入とすることができます。利用料金は、本市が条例で定める額を上限として、指定管理者が、区の承認を得て定めることができます。

なお、区が適正な利用区分及び利用料金の調査等を行う場合には、協力して実施することとし、変更する結果となった場合には、区と指定管理者の協議により、指定期間中に利用区分及び利用料金を変更することがあります。

(ウ) スポーツ教室等事業収入（基本開館時間内）

エ 自主事業収入

指定管理者が、自らの提案により実施する事業に伴う収入。

(ア) スポーツ教室事業収入（基本開館時間外）

(イ) 利用料金収入（基本開館時間外）

(ウ) 駐車場事業収入（基本開館時間外）

(エ) 飲食事業収入

(オ) 物販事業収入（自動販売機等）

(カ) 広告事業収入

(キ) その他目的外使用に伴う収入

オ 維持管理運営事業費用

指定管理者が行わなければならない維持管理・運営業務に伴う、指定管理者の人件費、施設の修繕費、指定管理者が整備しなければならない備品費、光熱水費、保険料、警備業務や清掃業務を外部委託した場合の委託費、及びその他経費等が含まれます。

建物、設備及び備品等の機能維持に必要な修繕等については、1件あたり100万円（消費税別）を上限として指定管理者の負担で行うこととし、各年度500万円（消費税別）以上の額を修繕費として、指定管理料に含めて提案することとします。応募者が500万円（消費税別）以上の経費がかかると判断した場合は、その金額を計上し提案してください。各事業年度が終了した時点で修繕費の執行額が提案額に満たなかった場合には、指定管理者は、提案額から執行額を引いた差額を原則区へ返納することとします。提案額を超えた修繕費の取扱いについては、区と指定

管理者の協議により定めることとします。

なお、設備や施設の機能向上に係る改修は、原則として区が実施します。

また、建築局が実施する劣化調査や二次点検等に伴い、建築局が指摘する優先的に行うべき修繕等については、区と指定管理者が協議し速やかに対応を行います。

カ 自主事業に係る費用

自主事業に伴う、スポーツ教室等で施設を利用する際に支払わなければならない利用料金、喫茶などの飲食事業を行う際や自動販売機などを設置する際に区に支払う使用料などが含まれます。

※ 指定管理者の収入と支出

収入	施設の運営に関して指定管理者が行わなければならない業務	指定管理料	指定管理料
		施設運営収入	ア 利用料金収入（基本開館時間内） イ 駐車場事業収入（基本開館時間内） ウ スポーツ教室等事業収入（基本開館時間内）
	自主事業として行うことのできる可能な業務	自主事業収入	ア スポーツ教室等事業収入（基本開館時間外） イ 利用料金収入（基本開館時間外） ウ 駐車場事業収入（基本開館時間外） エ 飲食事業収入（喫茶コーナー等） オ 物販事業収入（自動販売機等） カ 広告事業収入 キ その他目的外使用に伴う収入
支出	施設の運営に関して指定管理者が行わなければならない業務	維持管理運営費用	ア 人件費 イ 修繕費 ウ 備品費 エ 利用料金（基本開館時間内にスポーツ教室等事業で指定管理者が貸室利用する場合） オ 光熱水費 カ 保険料 キ 委託費（警備業務や清掃業務を外部委託した場合等） ク 公租公課 ケ 事務経費（一般管理費） コ その他経費 等
	自主事業として行うことのできる可能な業務	自主事業に係る費用	ア 利用料金（基本開館時間外にスポーツ教室等事業で指定管理者が貸室利用する場合） イ 目的外使用料（喫茶、自動販売機、等） ウ 人件費、委託費等（基本時間外の施設運営、駐車場運営等にかかるもの） エ その他経費 等

キ 賃金水準の変動への対応

提案された人件費のうち給与等、賃金水準の変動による影響を受けるものについては、リスク分担に基づき、当年度及び翌年度の指定管理料に反映していきます（以下、この仕組みを「賃金水準スライド」という。）。

なお、本施設については既に賃金水準スライドが導入されているため、次期指定期間の1年目から賃金水準スライドの変動率を反映できるものとします。

このため、収支予算書等に記入する人件費のうち、賃金水準スライドの対象となるものについては、基礎単価と各年度の配置予定人数を乗じた額を記入してください。

なお、賃金水準スライドの対象外の人件費については、必要額を積算し、記入してください。

詳細については、別添「指定管理者制度における実務手引き」を参照してください。

ク 物価変動への対応

物価の変動に伴う経費の増加については、リスク分担に基づき、横浜市が定める指標を用いて見直し額を算出し、当年度及び翌年度の指定管理料に反映していきます。詳細については、別添「指定管理者制度における実務手引き」を参照してください。

ケ 指定管理料の支払

指定管理料は、応募者からご提案いただいた額を基本とし、毎年度（4月1日から翌年3月31日まで）業務が開始するまでに、区と指定管理者で事業条件等を協議の上、決定します。原則として、指定管理料は4月分を除いて月ごとに前月末までに支払うことを想定していますが、支払時期や方法は協定にて定めます。

コ 管理口座

会計処理の透明性確保の観点から、指定管理者が当該施設の管理運営のために使用する預金口座については、1施設当たり1口座を原則とします。

また、自主事業を行う際には、本指定管理専用の口座と別の口座を設け、これに係る収支を管理するものとする。ただし、本指定管理専用の口座のほか別の口座を設けることが困難である場合は、本指定管理専用口座での管理を行うことを可能とするが、指定管理業務の実施に係る収入及び支出との区分を明確にし、適切に管理を行うこと。

(5) リスク分担

指定期間内における主なリスク分担については、次の表のとおりとします。これ以外のリスクに関する対応については、別途協議するものとします。

リスクの種類	リスクの内容	負担者			
		区	指定管理者	分担(協議)	指定管理者(負担限度付)
物価変動	物価の変動に伴う経費の増加 ※1	○			
	社会情勢の著しい変化による急激な物価上昇等、施設の収支計画に多大な影響を与えるもの			○	
賃金水準	賃金水準の上昇による人件費の増加 ※2	○			
資金調達	資金調達不能による管理運営の中断等		○		
	金利上昇等による資金調達費用の増加		○		
法令等変更	管理運営に直接影響する法令等の変更			○	
税制変更	消費税（地方消費税を含む。）率等の変更			○	

	法人税・法人住民税率等の変更		○		
	事業所税率等の変更			○	
	それ以外で管理運営に影響するもの			○	
許認可等	市が取得すべき許認可等が取得・更新されないことによるもの	○			
	指定管理者が取得すべき許認可等が取得・更新されないことによるもの		○		
管理運営内容の変更	市の政策による期間中の変更	○			
	指定管理者の発案による期間中の変更			○	
組織再編行為等	指定管理者に組織再編行為等が生じたことにより、必要な対応をするために市に発生する費用		○		
需要変動	大規模な外的要因による需要変動			○	
	それ以外のもの		○		
管理運営の中断・中止	市に帰責事由があるもの	○			
	指定管理者に帰責事由があるもの		○		
	それ以外のもの			○	
施設等の 損傷及び修繕	指定管理者に帰責事由があるもの		○		
	指定管理者が設置した設備・備品		○		
	それ以外のもの (上段：1件当たり、下段：年間合計 [各税抜金額])				100万円 500万円 以上の提案額
利用者等への 損害賠償	市に帰責事由があるもの	○			
	指定管理者に帰責事由があるもの		○		
	市と指定管理者の両者、又は被害者・他の第三者等に帰責事由があるもの			○	
公募要項等	公募要項等の瑕疵・不備に基づくもの	○			
不可抗力※3	不可抗力による施設・設備の復旧費用	○			
	不可抗力による管理運営の中断			○	

※1 物価変動への対応：消費者物価指数（生鮮食品を除く総合・横浜市）の変動率に基づき影響額を算定し、当年度及び翌年度の指定管理料に反映する。

※2 賃金水準変動への対応：神奈川県最低賃金額又は民間給与実態調査（横浜市人事委員会事務局公表）の変動率に基づき影響額を算定し、当年度及び翌年度の指定管理料に反映する。

※3 不可抗力：暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、戦乱、内乱、テロ、侵略、暴動、ストライキ及び感染症等の流行など

(6) 業務実施上の留意事項

ア 関係法令等の遵守について

業務を遂行するうえで、関係する法令等を遵守することとします。

なお、指定期間中にこれらの法令等に改正があった場合は、改正された内容とします。

<主な関連法令>

- (ア) 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）
- (イ) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）
- (ウ) 横浜市スポーツ施設条例（平成 10 年 3 月条例第 18 号）
- (エ) 横浜市スポーツ施設条例施行規則（平成 20 年 3 月規則第 35 号）
- (オ) 横浜市市民協働条例（平成 24 年 6 月条例第 34 号）
- (カ) 横浜市市民協働条例施行規則（平成 25 年 2 月規則第 15 号）
- (キ) 個人情報保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）
- (ク) 横浜市個人情報の保護に関する条例（令和 4 年 12 月条例第 38 号）
- (ケ) 横浜市暴力団排除条例（平成 23 年 12 月条例第 51 号）
- (コ) 労働関係法令（労働基準法、労働組合法、労働安全衛生法、職業安定法、最低賃金法、労働者派遣法、男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、雇用保険法等）
- (サ) 建物・設備の維持保全関係法令（建築基準法、消防法、電気事業法、水道法、建築物における衛生的環境の確保に関する法律等）
- (シ) 環境法令等（エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律、地球温暖化対策の推進に関する法律等）
- (ス) 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号）
- (セ) 横浜市行政手続条例（平成 7 年 3 月条例第 15 号）
- (ソ) 神奈川県海水浴場等に関する条例（昭和 34 年 4 月条例第 4 号）
- (タ) 神奈川県海水浴場等に関する条例施行規則（昭和 34 年 4 月規則第 16 号）
- (チ) 国土交通省及び文部科学省「プールの安全標準指針」（平成 19 年 3 月）

なお、プールの水面監視業務を外部委託する場合は警備業法第 2 条第 1 項第 1 号又は第 2 号に該当するため、必ず警備業の認定を受けた業者を選定してください。

<その他横浜市の計画・施策等>

- (ア) 横浜市スポーツ推進計画

イ 業務の基準・評価について

- (ア) 事業計画書・事業報告書等の提出

指定管理者は、単年度の運営状況だけでなく、指定期間内における継続的改善の仕組みを検討し、毎年度、事業計画書及び事業報告書等を作成し、区に提出します。これらの提出物については、公表することとします。なお、事業計画書及び事業報告書等の内容については、協定等において定めます。

- (イ) 利用者モニタリング及び自己評価の実施

指定管理者は、定期的に利用者等から施設運営に関する意見や満足度を聴取し、利用者モニタリングを行うこととします。

また、業務の質やサービスの向上を図ることを目的に、利用者等から施設運営に関する意見を聴取し、年 1 回以上、自己評価を実施し、区に報告することとします。

- (ウ) 第三者評価の実施

横浜市では、客観的な視点からの評価を受けることで、指定管理者が自ら必要な業務改善を行い、サービスの質の向上等を図ることを目的として、第三者評価の受審を指定管理者の義務としています。

本施設の指定管理者は、横浜市が定めた共通評価基準に基づき、横浜市が認定した民間評価機関（NPO 法人、シンクタンク等）による評価を受けることとし、これらの結果は横浜市のウェブサイトで公表されます。

なお、受審時期は、指定期間の2年目又は3年目のいずれかのうち区との協議により定める時期を原則とします（受審に伴う費用は指定管理者の負担となり、20万円（消費税別）となります。）。

(エ) 業務の基準を満たしていない場合の措置

区は、指定管理者の業務が基準を満たしていないと判断した場合、指定管理者が必要な改善措置を講じるよう指示を行います。それでも改善が見られない場合、区は地方自治法第244条の2第11項に基づき、その指定を取り消し、又は期間を定めて業務の全部若しくは一部を停止する場合があります。

この場合、横浜市に生じた損害は指定管理者が賠償するものとします。また、指定管理者は、次期指定管理者が円滑かつ支障なく管理運営を行うことができるよう、必要な引継ぎを行うものとします。

ウ その他

(ア) 個人情報の保護について

指定管理者が管理業務を実施するにあたっては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び横浜市個人情報の保護に関する条例（令和4年12月条例第38号）の規定が適用され、個人情報の保護に関する法令等を遵守し、個人情報を適正に取り扱うことが必要です。

また、個人情報の保護に関する法律に基づく保有個人データの開示等の請求について、手続等の統一化を図るため、協定等において、横浜市が示す「指定管理者の保有する保有個人データの開示等の請求に関する標準規程」に準拠して、指定管理者が「保有する保有個人データの開示等の請求に関する規程」を作成し、保有個人データの開示等の請求に対して適切に対応することとします。

さらに、従事者に対して必要な研修を行うとともに、区等が実施する個人情報保護に関する必要な研修に積極的に参加するものとします。

(イ) 情報公開の実施について

指定管理者が管理業務を実施するにあたっては、「横浜市の保有する情報の公開に関する条例」（平成12年2月条例第1号）の規定に準じて、情報公開の対応を適切に行うことが必要です。

また、協定等において、横浜市が示す「指定管理者の情報の公開に関する標準規程」に準拠して、指定管理者が「情報公開規程」を作成し、文書等の開示の申出に対して適切に対応することとします。

(ウ) 事故への対応・損害賠償について

指定管理者は、施設において事故防止に努めるとともに、発生した事故への損害賠償等の対応に関して、次のとおり義務を負うこととします。

- a 指定管理者の責めに帰すべき事由により、区又は第三者に損害を与えた場合には、指定管理者においてその損害を賠償しなければなりません。
- b 施設における事故防止及び事故発生時の対応に備えて、指定管理者はあらかじめ事故防止・事故対応マニュアルを定めるとともに、事故発生時には直ちに必要な措置を講じるとと

もに、区へ遅滞なく報告しなければなりません。

- c 指定管理者は、損害保険会社により提供されている指定管理者に対応した施設賠償責任保険に加入し、当該保険からの保険金により損害賠償責任に対応するものとします。なお、対人補償及び対物保証の保険金額は、1名ないし1事故に対し1億円以上とし、横浜市を追加被保険者とします。

(エ) 苦情・要望について

指定管理者は、利用者等から寄せられる苦情や要望に十分応えることのできる体制を整え、報告書を作成し、区に適切に報告することとします。

(オ) 利用の継続

業務の開始にあたっては、現に本施設を利用している利用者の継続利用を妨げないこととします。

また、利用者に関する情報は、利用者の同意を得て、指定期間終了時には次期指定管理者に引き継ぐこととします。

(カ) 事業の継続が困難となった場合の措置

a 指定管理者の責めに帰すべき事由による場合

横浜市は地方自治法第244条の2第11項に基づき、指定の取り消しをすることができるものとします。その場合は、区に生じた損害は、指定管理者が賠償するものとします。また、指定管理者は、次期指定管理者が円滑かつ支障なく本施設の管理運営業務を遂行できるよう、次期指定管理者に対して引継ぎを行うものとします。

b 当事者の責めに帰することができない事由による場合

区及び指定管理者双方の責めに帰することができない事由により、事業の継続が困難になった場合は、事業継続の可否について協議するものとします。

(キ) 協定書の解釈に疑義が生じた場合等の措置

協定書の解釈に疑義が生じた場合又は協定書に定めのない事項が生じた場合については、区と指定管理者は、誠意を持って協議するものとします。

(ク) 公租公課

指定管理者は、法人に係る市民税等の納税義務者となる可能性があるため、財政局主税部法人課税課、所轄の県税事務所及び税務署にお問合せください。

(ケ) 施設情報の定期的報告

建物・設備の維持保全の状況について、指定管理者が各種点検により確認し、区に報告します。確認及び報告は、横浜市が策定している「維持保全の手引」及び「施設管理者点検マニュアル」に基づいて行います。

(コ) 災害等発生時の対応

本施設は、現段階では横浜市防災計画等及び西区防災計画に基づき、地震などの災害時等には、津波避難施設、帰宅困難者一時滞在施設及び補充的避難場所等として、また、風水害時には、浸水害の際に区が開設する避難場所としての位置づけがあるため、指定管理者はその開設及び運営等に協力していただきます。このため、別途区と「災害時等における施設利用の協力に関する協定」を締結のうえ、本市の「指定管理者災害対応の手引き」にしたがい、あらかじめ必要な体制整備等を行う必要があります。

また、現段階では、横浜市防災計画等に位置づけがない場合でも、危機発生時の状況によっては、随時、施設に協力を求める可能性があり、指定管理者はそれに協力するよう努める

義務があります。

(+) 廃棄物の対応

施設から発生する廃棄物の抑制に努めるとともに、横浜市の分別ルールに沿って適切に分類を行い、可能な限り資源化していくなど「横浜市一般廃棄物処理基本計画」等に沿った取組を推進することとします。

(シ) 自動販売機等について

自動販売機等の設置については、行政財産の目的外使用許可の申請を行うものとします。

なお、自動販売機使用にかかる電気料金は、指定管理料で支出する光熱水費からは除外します。

指定管理者が自動販売機業者等から徴収する売上手数料については、指定管理者が当該業者と締結する委託契約書等に規定するとともに、指定管理者の収入として、適正に経理することとします。

(ス) 横浜市暴力団排除条例の遵守

横浜市暴力団排除条例(平成 23 年 12 月条例第 51 号)により、指定管理者は公の施設の利用等が暴力団の利益になると認められる場合、その利用許可等を取り消すことができるとしてあります。指定管理者は、当該条例の趣旨に則り、適正に施設の管理運営を行ってください。

(セ) 横浜市中企業振興基本条例を踏まえた取組の実施

横浜市では、横浜市中企業振興基本条例(平成 22 年 3 月条例第 9 号)により、市内中小企業への優先発注の徹底に努めています。

指定管理者は、本条例の趣旨を踏まえ、修繕等の発注、物品及び役務の調達等にあたって、市内中小企業への優先発注に努めるものとします。

なお、横浜市では本施策の取組状況を確認するため、指定管理者に対して、指定期間中の発注状況についての調査を実施する必要があるため、これに協力してください。

(ソ) 障害者の雇用の促進等に関する法律への対応

指定管理者は、障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和 35 年法律第 123 号)の基本的理念を踏まえ、障害者雇用の促進に努めるものとします。

なお、横浜市では取組状況を確認するため、指定管理者に対して、指定期間中の指定管理者における障害者雇用の状況について調査を実施する必要があるため、これに協力してください。

(タ) 財務状況の確認

安定的な管理運営が確保されているかを確認するため、区は年度に 1 回、指定管理者となっている団体(共同事業体の場合は、全ての構成団体)について、財務状況確認を行います。そのため、各団体から財務諸表等の財務状況について確認できる書類を提出する必要があります。

(チ) ウェブサイトについて

a 最低限掲載すべき情報

指定管理者が本施設のウェブサイトを設置する場合には、次の情報を掲載することとします。

(a) 指定管理者名

(b) 本施設の事業報告書等が掲載されている横浜市のウェブページのリンク

b セキュリティ及び情報ウェブアクセシビリティへの配慮

指定管理者は、ウェブサイト等インターネットを利用して情報を受発信する場合は、すべての人が安全かつ適切に情報を得られるよう、セキュリティを確保するとともに、「ウェブアクセシビリティ仕様書」に基づき、「JIS X 8341-3:2016 の適合レベル AA」に準拠したウェブアクセシビリティに配慮することとします。

(ツ) 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律に基づく合理的配慮の提供

指定管理者は、「障害者差別解消の推進に関する取組指針」及び「障害を理由とする差別の解消の推進に関する横浜市職員対応要領」を参考に、障害者差別解消の推進に取り組むとともに合理的配慮の提供を行うこととします。

(テ) 人権擁護への取組

指定管理者は、従事者への人権啓発研修等の実施に努め、人権擁護への取組を進めることとします。

(ト) ネーミングライツの導入

令和9年4月より本施設にネーミングライツを導入する可能性があります。ネーミングライツを導入した場合、広報業務にあたって施設のPRや情報提供をする際に、指定管理者は原則として施設の愛称を使用することとします。また、横浜市がスポンサーに対して新たに愛称を記した名称板等の設置を許諾した場合、指定管理者は、設置場所等について、スポンサーと協議することとします。

なお、名称板等の設置に係る費用は、原則、スポンサーが負担することとします。

(ナ) その他市政への協力

その他環境対策や区局の運営方針等、市政に関して協力するよう努めることとします。

(ニ) その他

その他、記載のない事項については、区と協議を行うこととします。

5 公募及び選定に関する事項

(1) 公募スケジュール

ア 公募要項の配布	令和8年5月1日（金）から6月30日（火）まで
イ 応募説明会及び現地見学会	令和8年5月20日（水）
ウ 公募要項等に関する質問受付	令和8年5月21日（木）から6月1日（月）まで
エ 質問への回答	令和8年6月12日（金）（予定）
オ 応募書類の受付期間	令和8年6月29日（月）から令和8年6月30日（火）まで
カ 審査・選定（面接審査実施）	令和8年8月中旬（予定）
キ 選定結果の通知・公表	令和8年9月中旬（予定）
ク 指定管理者の指定	令和9年1月（予定）
ケ 指定管理者との協定締結	令和9年3月（予定）

(2) 公募手続について

ア 公募の公表

指定管理者の公募について、区のウェブサイトに掲載し、広くお知らせします。

イ 公募要項の配布

(ア) 配布期間

令和8年5月1日（金）から6月30日（火）まで

(イ) 配布方法

次のウェブページに掲載します。

URL：<https://www.city.yokohama.lg.jp/nishi/kusei/shiteikanrisha/koubosentei/nishisc-r8koubo.html>

ウ 応募説明会及び現地見学会

応募方法、応募書類等に関する説明会及び現地見学会を次のとおり開催します。応募を予定される団体は、できる限り御参加ください。当日は、本公募要項は配布しませんので、各自で御持参ください。なお、説明会終了後、現地見学会を行います。

(ア) 開催日時

令和8年5月20日（水）午後3時から午後4時まで（終了時間は見込）

(イ) 開催場所

本施設

(ウ) 参加人数

各団体2名以内とします。

(エ) 申込方法

参加を希望される団体は、令和8年5月19日（火）午後5時までに、E-mailで「横浜市西スポーツセンター応募説明会・現地見学会 参加申込書」（様式23）を西区役所地域振興課区民施設担当に送付してください。

なお、説明会当日は、駐車場はありませんので、公共交通機関を御利用ください。

(オ) 注意事項

- ・当日は、公募要項、業務の基準等の公募資料は配布しませんので、各自で御持参ください。
- ・当日、社員（職員）であることを証明する書類（名刺可）を確認させていただきます。
- ・後述する「(5) イ 欠格事項」に該当する団体は参加することができません。
- ・当日は質問を受け付けません。質問は「エ 公募要項等に関する質問の受付」により受け付けます。
- ・現地見学会及び応募説明会以外の日に来館することは制限しませんが、案内や質問については一切応じません。また、いかなる場合においても事務室内の書類の撮影、記録を禁止します。

エ 公募要項等に関する質問の受付

公募要項の内容等に関する質問を次のとおり受け付けます。

(ア) 受付期間

令和8年5月21日（木）から6月1（月）午後5時まで

(イ) 受付方法

E-Mailで「横浜市西スポーツセンターの指定管理者公募要項等に関する質問書」（様式24）を西区役所地域振興課区民施設担当に送付してください。

なお、電話及び窓口でのお問合せには応じかねますので、あらかじめ御了承ください。

オ 質問への回答

令和8年6月12日（金）（予定）に、次のウェブページで回答を公表します。

URL：<https://www.city.yokohama.lg.jp/nishi/kusei/shiteikanrisha/koubosentei/nishisc-r8koubo.html>

カ 応募書類の受付

(ア) 応募書類

「5(4)応募手続について」を参照

(イ) 受付期間

令和8年6月29日(月)午前9時から令和8年6月30日(火)午後5時まで

(ウ) 受付方法

以下の提出先まで、直接持参又は記録が残る送付方法(簡易書留等)で御提出ください(受付期間内必着)。

※窓口持参の場合は、事前に連絡の上、受付時間を調整してください。

(エ) 提出先

〒220-0051 横浜市西区中央1-5-10(区役所4階48番窓口)
西区役所地域振興課区民施設担当 宛

(3) 審査及び選定の手続について

ア 審査方法

審査は、応募者の提出書類及び面接審査等に基づき、指定管理者評価基準項目に従い総合的に実施します。また、面接審査では提案書の説明を行っていただき、それに対する質疑を行います。このため、団体の代表者その他の職員合計3名までの出席をお願いします。

面接審査に係る詳細は、応募者に後日お知らせします。

※応募多数の場合の措置について

応募者が5組以上となった場合、書面による採点(一次審査)により、面接審査(二次審査)の対象とする団体を絞り込む場合があります。

イ 横浜市西スポーツセンター指定管理者選定委員会(敬称略、50音順)

氏名	所属等
有村 知里	アイパス経営コンサルティング株式会社 代表取締役 中小企業診断士
小澤 幸	西区主任児童委員副代表
坂田 公一	さわやかスポーツ研究所所長
澁谷 正道	西区青少年指導員協議会会長
中村 由幸	西区スポーツ推進委員連絡協議会会長

ウ 会議の公開

選定委員会の会議は、原則公開とします。ただし、公開しないことが適当であると選定委員会が判断した場合は、会議の一部又は全部を公開しないこととします。

エ 評価基準項目について

応募にあたっては、「横浜市西スポーツセンター 第5期指定管理者 業務の基準」を踏まえて、次表の事項について提案を求めます。

評価は次の評価項目1～9の合計103点及び加減点項目の加減をもって実施します。

項目	審査の視点	配点
1 団体の状況（様式9）		9
(1) 施設の管理運営の基本方針	本市の行政課題及び施策を踏まえた施設管理の基本方針について示されているか。事業者の理念、基本方針及び業務実績などが、公共性の高いものであり、公の施設の管理運営者としてふさわしいものであるか。 また、事業者の財務状況は健全か。	3
(2) 基本方針を実施する為の目標及び実施策	基本方針を踏まえた当該施設分野等の目標及び実施策について示されているか。	3
(3) 安定的な経営体力と適正な経営情報開示（経営の透明性）	天災等の発生後も安定的な施設の管理運営を行うことが可能な経営体制、経営体力、適正な経営の情報開示（透明性）、類似施設の管理実績について示されているか。	3
2 施設の平等・公平な利用の確保（様式10）		10
(1) 公共性・公平性に基づいた利用の確保	誰もが平等・公平に利用できる仕組みづくりと、多様な利用者への配慮について示されているか。	4
(2) 多言語化に関する取組	施設立地に配慮し、外国人利用者対応を踏まえた、多言語や多指向に対応する具体的な方策が示されているか。	2
(3) 障害者の利用支援に関する取組	障害者の利用支援に対して、具体的な提案が示されているか。	4
3 施設の効用の最大限発揮（様式11）		20
(1) 利用者本位のサービス提供・利用者の支援	・利用者の利便性向上のための新たな取組を実践・実行できる体制について示されているか。 ・貸切、個人の利用者に対しての支援策について示されているか。	4
(2) 広報・利用促進活動	・実現可能な広報・利用促進策を有しているか。 ・魅力ある教室の開催やイベント等、利用者数及び室場稼働率を向上させる効果的・具体的な取り組みが示されているか。	4
(3) スポーツ教室等の計画	具体性のあるスポーツ教室等の事業計画及び想定スケジュールが示されているか。	4
(4) 業務履行体制	・安全かつ効率的に業務を履行できる体制について示されているか。 ・施設運営及び建物、設備の維持管理に必要な人員を確保し、配置する計画となっているか。 ・職員の資質向上のための研修が計画されているか。	4
(5) 利用者のニーズ・要望・苦情への対応	利用者の意見、要望、苦情等の受け付け方法や、これらに対する改善方法に具体性があるか。	4
4 本市の重要施策を踏まえた取組（様式12）		6

(1)個人情報保護・情報公開、人権尊重、環境への配慮、市内中小企業優先発注など、本市の重要施策を踏まえた取組	<ul style="list-style-type: none"> 個人情報保護の取組に具体性があるか。情報公開への取組が適切であるか。 ヨコハマ プラ 5.3 (ごみ) 計画、人権尊重、男女共同参画推進など横浜市の重要施策を踏まえた、取組となっているか。 市中小企業振興基本条例の趣旨を踏まえた取組となっているか。 	6
5 管理運営経費 (様式 13、19、20～21)		22
(1)利用料金等収入増への取組	利用料金等の収入計画が適切であり、増収策が具体的、効果的であるか。	8
(2)施設の課題等に応じた費用配分	利用者サービスのための経費や修繕費への配分など、施設の特性や課題に応じた、費用配分となっているか。	8
(3)適正な委託・調達・雇用	業務委託内容及び金額、事業者選定方法の計画について示されているか。	4
(4)指定管理料の額	<ul style="list-style-type: none"> 収支計画が適切であり、効率的な経費の執行による適切な指定管理料となっているか。 指定管理料の設定は、区が設定した金額以下となっているか。 効率性だけでなく、人件費や施設修繕費、利用者サービス向上につながる経費などの必要な項目に適切に充てられているか。 	2
6 施設管理 (様式 14)		10
(1)メンテナンス及び環境保持・環境配慮	<ul style="list-style-type: none"> 施設の維持保全、保守点検計画及びその予算について示されているか。 環境保持・環境へ配慮した取組等について示されているか。 	5
(2)修繕等への取組	<ul style="list-style-type: none"> 施設の安全確保及び長寿命化の観点から、適切な修繕費予算が確保され、発生した修繕に対し迅速に対応できる計画となっているか。 建築局が実施する劣化調査や二次点検等を考慮し、優先的に行うべき修繕等に対応可能な計画となっているか。 	5
7 安全管理 (様式 15)		9
(1)平常時の体制	<ul style="list-style-type: none"> 事件や事故の防止対策が適切に計画されており、安全・安心に利用できる体制 (対応・連絡等) について示されているか。 事業体全体の危機管理体制について示されているか。 	3
(2)緊急時の体制	<ul style="list-style-type: none"> 事故発生時や緊急時の体制 (対応・連絡等) 及び救急体制について適切に計画されており、示されているか。 補償体制について示されているか。 	3
(3)防災に対する取組	<ul style="list-style-type: none"> 横浜市防災計画等を踏まえ、公の施設としての役割を踏まえたものとなっているか。 日常的に、地域と連携した取組がなされているか。 	3
8 地域・関係機関との協力 (様式 16)		14
(1)地域支援	<ul style="list-style-type: none"> 地域特性を理解し、地域課題やニーズを十分にとらえ、地域におけるスポーツ振興事業の取組について具体的に示されているか。 	7
(2)地域連携・地域貢献・関係機関との連携	<ul style="list-style-type: none"> 地域連携や地域貢献に対する取組について、実施内容等の事業計画が具体的に示されているか。 関係機関等との連携について示されているか。 	7
9 モニタリング (様式 17)		3

(1) 自己評価・第三者評価	事業の評価を実行するとともに、PDCAマネジメント等の事業改善策について示されているか。	3
評価項目 1～9 の合計		103
10 加減点項目（様式 8、様式 8-2）		20
(1) 市内中小企業等であるか	市内中小企業等 ・市内中小企業 ・中小企業等協同組合法第 3 条に規定する事業協同組合、事業協同小組合及び信用協同組合のうち、市内に住所を有する者 ・地域住民を主体とした施設の管理運営等のために、地域住民を中心に設立された団体 ※共同事業体の場合は、代表団体が市内中小企業等であること。	5
(2) 本市重要施策を踏まえた応募団体の取組状況 ※	障害者雇用率が法定雇用率を超える団体	2
	ワークライフバランス及び男女共同参画の推進 ・次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定 ・女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主計画の策定 ・次世代育成支援対策推進法による認定、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定又はよこはまグッドバランス企業の認定	3
(3) 前期（第 4 期）の管理運営の実績（現在（第 4 期）の指定管理者のみ）	実績が良好であるか。	5 (+-5)
(4) 自主事業の計画	利用者の多様なニーズに対応し、サービス向上に資する、具体的かつ意欲的な自主事業計画を示されているか。	5
合計		123

○財務状況の評価が著しく悪い場合は、選定から除外する場合があります。

○指定候補者及び次点候補者となるためには、選定委員会の定める最低基準点（加減点項目を除く評価基準項目の合計 103 点満点の 6 割以上）を満たすことが必要です。最低基準に満たない場合は、応募団体が 1 団体のみであっても指定候補者として選定せず、再度公募を行います。

※「市内中小企業等であるか」及び「本市重要施策を踏まえた応募団体の取組状況」において加点を希望する団体は、「評価基準加点項目に係る申出書」を作成、提出します。提出された申出書の記載内容及び添付資料を施設所管課において確認の上、加点項目を判定します。

オ 選定結果の通知及び応募書類の公表

選定結果は、応募者に対して速やかに通知します。また、選定の経過及び結果は、区のウェブページへの掲載等により公表します。

URL : <https://www.city.yokohama.lg.jp/nishi/kusei/shiteikanrisha/koubosentei/nishisc-r8koubo.html>

なお、指定候補者の応募書類については、原則として、指定議案の議決後に公表します。

カ 指定管理者の指定

市会の議決後に、指定管理者として指定します。(令和9年1月予定)

キ 指定管理者との協定締結

「6 協定及び準備に関する事項」を参照

(4) 応募手続について

①申請書類（指定申請書及び応募事業者に関する書類）

次の応募書類をアから順に並べ、ファイルやステープラー等で留めず、クリップ留めにした正本1部、ファイルに綴じた副本3部を提出してください。

原本は既存の印刷物を使用するもの以外は原則片面印刷としてください（※正本はインデックス不要）。副本は両面印刷とし、各書類にはページ数及びインデックスを付けてください。また、用紙サイズは原本でサイズが決まっているもの以外は、A4サイズに統一してください。

なお、「エ 役員等氏名一覧表（様式3）」のみ、様式のExcelデータを「ツ 提案書」と同じCD-Rに保存し、提出してください（神奈川県警への照会に使用します。）。

ア 指定申請書（様式1）

イ 賃金水準スライドの対象となる人件費に関する提案書（様式 賃-1）

ウ 団体の概要（様式2）

エ 役員等氏名一覧表（様式3）及び様式のエクセルファイルデータ（CD-R）

オ 欠格事項に該当しない宣誓書（様式4）

カ 定款、規約その他これらに類する書類

キ 履歴事項全部証明書^{*2}（法人のみ。応募書類の受付期間の最終日時点の情報がわかるもの。）

ク 指定申請書を提出する日の属する事業年度の収支予算書及び事業計画書並びに前事業年度の収支計算書及び事業報告書（様式自由）

ケ 直近3か年の事業年度の貸借対照表、財産目録、損益計算書等。任意団体においては、これらに類する書類

コ 納税証明書 その3の3^{*2、3}（公募要項の配布開始日以降に発行されたもの。）

サ 横浜市税の納税状況調査の同意書（様式5）^{*3}

応募時点で横浜市に対して納税義務のない団体についても提出の必要があります。なお、指定管理者として指定された後は、この同意書をもとに、毎年度横浜市への納税状況（横浜市の課税状況の有無を含め）について状況調査を行います。

シ 労働保険（労災・雇用）の加入を確認できる書類^{*4}

労働局、労働基準監督署又は労働保険事務組合発行の労働保険料の領収書の写し（直近の1回分）等

ス 健康保険の加入を確認できる書類※⁴

年金事務所又は健康保険組合発行の健康保険料の領収書の写し（直近の1回分）等

セ 厚生年金保険の加入を確認できる書類※⁴

年金事務所又は健康保険組合発行の厚生年金保険料の領収書の写し（直近の1回分）等

ソ 団体の現在の組織、人事体制を示す人事労務関係の書類（就業規則、給与規定等）

タ 設立趣旨、事業内容のパンフレットなど団体の概要がわかるもの

チ 評価基準加点項目に係る申出書（様式8）及び障害者雇用計算表（様式8-2）

加点項目「市内中小企業等であるか」及び「本市重要施策を踏まえた応募団体の取組状況」において加点を希望する団体は、「評価基準加点項目に係る申出書」を作成し、該当項目に係る必要書類を添付の上、提出してください。

障害者の雇用の促進等に関する法律第43条第7項による障害者雇用状況の報告義務を有さない事業者であって、加点を希望する場合には、障害者雇用率が2.50%を超えていることを確認するため、様式8に加えて障害者雇用計算表（様式8-2）に必要事項を記入の上、提出してください。

②提案書類

ツ 提案書（様式9~19）及び収支計算書（様式20~21）※¹

「5（3）エ 評価基準項目について」を参照し作成のうえ、正本を1部、副本を3部、応募団体が特定できないように（企業名等を黒塗り等）して編冊した副本を7部提出してください。また、CD-Rに保存したPDFデータを提出してください。ただし、収支計画書（様式20~21）については、Excelデータでも提出してください。各書類にはページ番号を付けてください。

※作成にあたっては、ユニバーサルデザインに配慮し、文字の大きさは11ポイント以上（図表は9ポイント以上）とすること。

※任意様式も可としますが、A4サイズに統一し、提案書（様式9~19）の総計は120ページ以内としてください。

※提案書内に二次元コードやウェブサイトへのリンク等を記載することはできません。

※PDFデータに関する留意事項

- ・指定管理者となった団体の提案書データはWEB上で公表するため、ファイルのプロパティ情報は削除してください。
- ・記載文字列をドキュメント（テキスト）として認識できる状態で保存してください（紙をスキャンしたPDFデータは不可）。

提出方法（①申請書類・②提案書類 共通）

【正本】：（既存の印刷物を使用するもの以外は）原則片面印刷とし、各書類はファイルやステーパー等で留めず、クリップ留めで提出してください。（※正本はインデックス不要）

【副本】：両面印刷とし、各書類にはインデックスを付け、ファイルに綴じて提出してください。また、用紙サイズは正本でサイズが決まっているもの以外は、A4サイズに統一してくださ

い。

【CD-R】:「エ 役員等氏名一覧表(様式3)」のExcelデータ、「ツ 提案書(様式9～19)及び収支計算書(様式20～21)」のPDFデータ(そのままPDF化したデータ及び黒塗版PDFデータの両方)、及び「収支計算書(様式20～21)」のExcelデータを保存し、提出してください。(※CD-Rは返還しません。)

- ※1 本部経費を計上する場合は、本部経費に含まれる費用科目を事務経費欄に記載してください。科目が多岐に渡り事務経費欄内への記載が難しい場合は、科目名一覧が記載された別紙を添付してください。
- ※2 西区地域振興課が所管する複数の施設の選定に応募する場合には、任意の一つの施設への応募書類として原本を添付し、他の応募書類にはコピーを添付することも可とします。その際には、コピーの余白に「原本は〇〇施設の応募書類(令和●年●月●日に西区地域振興課に提出)として添付」と明記してください。
- ※3 収益事業等を実施していないことにより、法人税・法人市民税の申告義務がなくかつ実際に申告税額がない公益法人又は人格のない社団等の場合は、「法人税及び法人市民税の課税対象となる収益事業等を実施していないことの宣誓書(様式6)」を提出してください。
- ※4 各種社会保険への加入の必要がないため、シ、ス及びセの提出ができない場合は、「労働保険、健康保険及び厚生年金保険の加入の必要がないことについての申出書」(様式7)を提出してください。

【注意事項】

- ・共同事業体として応募する場合は、代表団体を含むすべての構成団体に関する上記ウからタまでを提出してください。その際、次の2点をウに添付してください。
 - ウー(ア) 共同事業体の結成に関する申請書(様式2-2)
 - ウー(イ) 共同事業体連絡先一覧(様式2-3)
- ・中小企業等協同事業組合として応募する場合には、上記アからオまでに加えて、すべての担当組合員に関する上記ウからタまでを提出してください。その際、次の書類をウに添付してください。
 - ウー(ウ) 事業協同組合等構成員表(様式2-4)
- ・その他、必要に応じて、追加で書類の提出を求める場合があります。

(5) 資格要件及び欠格事項について

ア 資格要件

法人その他の団体、又は複数の法人等が共同する共同事業体であること。(法人格は不要。ただし個人は除く。)

イ 欠格事項

次に該当する団体は、応募することができません。

- (ア) 法人税、法人市民税、消費税及び地方消費税等の租税を滞納していること
- (イ) 労働保険(雇用保険・労災保険)及び社会保険(健康保険・厚生年金保険)への加入の必

要があるにも関わらず、その手続を行っていないこと

(ウ) 会社更生法・民事再生法による更生・再生手続中であること

(エ) 指定管理者の責に帰すべき事由により、本市又は他の地方公共団体から2年以内に指定の取消を受けたものであること

(オ) 地方自治法施行令第167条の4の規定により、横浜市における入札参加を制限されていること

(カ) 選定評価委員が、応募しようとする団体の経営又は運営に直接関与していること

(キ) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団経営支配法人等（横浜市暴力団排除条例（平成23年12月条例第51号）第2条第5号に規定する暴力団経営支配法人等をいう。）であること

※本項目については、提出された「役員等氏名一覧表（様式3）」により、横浜市から神奈川県警察本部に対し調査・照会を行います。

(ク) 2年以内に労働基準監督署から是正勧告を受けている場合においては、必要な措置の実施について労働基準監督署に報告済みでないこと

ウ 共同事業体に関する取扱い

共同事業体の場合には、構成する全ての団体が欠格事項のいずれにも該当しないとともに、次の事項を満たしていることが必要です。

(ア) 協定締結時まで、代表団体及び責任分担を明確に定めた組合契約を締結し、組合契約書の写しの提出が可能であること。なお、応募以降の構成団体の変更は認めません。

(イ) 当該共同事業体の構成団体が本施設の指定管理者の選定に単体として応募しておらず、かつ、2以上の共同事業体の構成団体として応募していないこと

エ 中小企業等協同組合に関する取扱い

中小企業等協同組合の場合には、本指定管理業務を担当する全ての組合員が欠格事項のいずれにも該当しないとともに、次の事項を満たしていることが必要です。

(ア) 応募時に担当組合員及び責任分担を明確に定め、「事業協同組合等構成員表」の提出が可能であること

(イ) 当該中小企業等協同組合の担当組合員が本施設の指定管理者の選定に単体として応募しておらず、かつ、2以上の中小企業等協同組合の担当組合員として応募していないこと

オ 公募要項の承諾

応募者は、応募書類の提出をもって、本公募要項の記載内容を承諾したものとみなします。

カ 接触の禁止

選定委員、横浜市職員その他の本件関係者に対して、本件応募について直接・間接を問わず接触を禁じます。

キ 重複応募の禁止

同一案件に対して、複数案の応募に参画することはできません。また、一つの団体が複数の共同事業体に参加することも認められません。

ク 応募内容変更・追加の禁止

提出された書類の内容の変更又は書類の追加はできません。ただし、選定委員会が認めた場合

はこの限りではありません。

ケ 団体職員以外による、次の行為の禁止

応募にあたって、応募団体（共同事業体に当たっては構成団体、中小企業等協同組合に当たっては組合員となっている団体）の職員以外が、次の行為を行うことを禁止します。

- (ア) 応募説明会・現地見学会への代理出席
- (イ) 事業計画書等、提出書類の作成（作成に関する技術的な助言等は可とします）
- (ウ) 選定委員会の面接審査への出席

コ 応募者の失格

応募者が次の事項に該当した場合は、失格となる場合があります。

- (ア) カからケまでの禁止事項に該当するなど、本公募要項に定める手続を遵守しない場合
- (イ) 応募書類に虚偽の内容を故意に記載した場合

サ 応募書類の取扱い

応募書類は理由を問わず返却しません。

シ 応募書類の開示

指定管理者及び指定候補者の応募書類については、「個人情報の保護に関する法律」及び「横浜市の保有する情報の公開に関する条例」に基づく情報開示請求が提出された場合は、原則として請求者に対して開示されることとなります。

その他、区が必要と認めるときは、提出書類の全部又は一部を使用できるものとします。

ス 応募の辞退

正当な理由がある場合に限り、応募書類を提出した後に辞退することを認めます。その際には、「辞退届（様式 22）」を提出してください。

セ 費用負担

応募に関して必要となる費用は、団体の負担とします。

ソ 提出書類の取扱い・著作権

区が提示する設計図書（平面図等）の著作権は、横浜市及び設計者に帰属し、団体の提出する応募書類の著作権は、作成した団体に帰属します。

6 協定及び準備に関する事項

(1) 協定の締結

選定委員会による審査及び選定後、区は指定候補者と細目について協議を行い、横浜市会の議決を経て指定管理者として指定された後に、基本協定を締結します。

また、毎年度、指定管理料の金額等に関する年度協定を締結します。

(2) 基本協定の主な内容

- ア 管理運営業務の範囲及び内容
- イ 法令の遵守
- ウ 管理運営業務実施上の規定等(第三者への再委託、緊急時の対応及び施設の保全・改修等)
- エ 管理運営費用に関する事項(口座管理、指定管理料支払い方法の原則及び光熱水費支払い方法の原則等)
- オ 管理運営業務実施状況の確認方法及び確認事項
- カ 施設の維持保全及び管理に関する事項
- キ 施設内の物品等の所有権の帰属に関する事項
- ク 債権債務の譲渡等の禁止に関する事項
- ケ 管理運営業務に関し保有する個人情報の保護に関する事項
- コ 指定期間満了に関する事項
- サ 指定の取消及び管理業務の停止に関する事項
- シ 協定内容の変更に関する事項
- ス その他必要な事項

(3) 開業準備及び業務の引継ぎ

- ア 開業準備
指定期間の開始までに準備業務として、①事業計画書作成業務、②横浜市との連携・調整業務を行っていただきます。詳細については指定候補者に提示します。
- イ 業務の引継ぎ
指定管理者が現在の指定管理者と変更になった場合には、両者の間で引継ぎ等を行っていただきます。この場合、引継ぎに要する費用については指定管理料に含むものとします。
- ウ 次回公募への協力
次回の指定管理者の選定については、次の指定管理期間開始の1年前を目安として公募等を実施する予定です。その際、指定管理者には、公募に必要な資料の提供や現地見学会の実施等に協力していただきます。

(4) 指定候補者及び次期指定管理者の変更

指定候補者は、提出済みの指定申請書及び添付書類の記載内容に変更が生じたときは、関係書類を添えて直ちに区へ届け出るものとします。

区は、市会の議決を経るまでの間に、指定候補者を指定管理者に指定することが著しく不相当と認められる事情が生じた場合には、指定しないことができるものとします。また、指定から指定期間開始までの協議の過程において指定管理業務の実施が困難であることが明らかになった場合及び協議が成立しない場合には、当該団体の指定を取り消すことができるものとします。

上記の場合には、次点候補者を指定候補者として、協議を行い、指定管理者の候補団体として市会に議案を提出します。

なお、市会の議決が得られなかった場合においても、本施設に係る業務及び管理の準備のために支出した費用については、一切補償しません。また、市会の議決が得られないことにより、施

設の管理運営開始が延期となった場合の損害についても、補償しません。

(5) 指定取消及び管理業務の停止等

指定管理者が行う施設の管理の適正を期するために区が行う指示に従わないとき、その他指定管理者による管理を継続することが適当でないと認められるときは、地方自治法第244条の2第11項の規定に基づき、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理業務の全部若しくは一部の停止を命ずることがあります。

指定取消又は管理業務の停止を行う必要がある場合の例として、次のようなものが考えられます。

- ア 当該施設の設置条例又は協定の規定に違反したとき
- イ 地方自治法第244条の2第10項の規定に基づく報告の要求又は調査に対して、これに応じず又は虚偽の報告を行い、若しくは調査を妨げたとき
- ウ 地方自治法第244条の2第10項の規定に基づく指示に従わないとき
- エ 本公募要項に定める資格要件を失ったとき
- オ 申込みの際に提出した書類の内容に虚偽があることが判明したとき
- カ 指定管理者の、経営状況の悪化や組織再編行為等により管理業務を継続することが不可能又は著しく困難になったと判断される時
- キ 指定管理者の、指定管理業務に直接関わらない法令違反等により、当該団体に管理業務を継続させることが、社会通念上著しく不相当と判断される時
- ク 指定管理者の責に帰すべき事由により管理業務が行われないうとき
- ケ 不可抗力（暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、戦乱、内乱、テロ、侵略、暴動、ストライキ及び感染症等の流行などの横浜市又は指定管理者の責に帰することのできない自然的又は人為的な現象をいう。）により管理業務の継続が著しく困難になったと判断される時
- コ 指定管理者から、指定の取消又は管理業務の全部若しくは一部の停止を求める書面による申し出があったとき
- サ 当該施設が、公の施設として廃止されることとなったとき
- シ その他、区が当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるとき

指定管理者の責に帰すべき事由により指定取消又は管理業務の停止を行った場合には、指定管理料の減額、既に支出した指定管理料の返還又は区に損害が発生した場合の損害賠償の支払い等を求めることがあります。

また、指定管理者が、横浜市の実施する指名競争入札に参加する資格を有する者であり、指定期間中に「横浜市指名停止等措置要綱」に定める措置要件に該当するときは、同要綱に基づく指名停止を行います。